一般乗用旅客自動車運送事業
（福祉輸送事業限定）
経営許可申請の手引き

令和８年１１月

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課

目次

1. 概要

①福祉輸送事業限定許可とは P2
②旅客の範囲 P2
③運送の引受け P2
④使用できる車両 P2
⑤運賃・料金 P3

2. 許可申請から運輸開始まで

①フローチャート P4
②法令試験 P5
③許可後の手続き P6

3. 申請前の確認事項

①HP掲載箇所について P7
②事業許可申請を検討されているみなさまへ P8

1．概要

①福祉輸送事業限定許可とは

福祉輸送事業限定とは、道路運送法第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の許可のうち、単独での移動が困難な旅客（障がい者等）の運送に業務を限定した許可です。

一般のタクシー





福祉輸送事業限定



②旅客の範囲

福祉輸送サービスの対象となる旅客の範囲は、
以下の①～⑤に掲げる者及びその付添人とする。

①身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
②介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者
③介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者
④上記①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
⑤消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

③運送の引受け

運送の引受けは営業所のみで行わなければならない。
（一般のタクシーのように流し営業や客待ちができない。）

④使用できる車両

①福祉自動車
　車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車。



②セダン型等の一般車両（上記①以外の車両）
※福祉輸送自動車（①）以外の車両に乗務する者は、以下の要件のいずれかを満たす必要あり
・介護福祉士の資格を有していること。
・訪問介護員の資格を有していること。
・居宅介護従業者の資格を有していること。



①の車両を使用する場合は、第２種運転免許のみで運送することができます。

⑤運賃・料金

ケア運賃←必須

車種区分に応じて、下記の運賃を設定する。

①距離制運賃：実車走行距離に応じた運賃
　　初乗運賃・加算運賃・時間距離併用制運賃の3種類で構成
②時間制運賃：旅客の指定した場所に到着したときから旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃
　　（10分単位や15分単位での設定も可能）

車種区分
・特定大型車：乗車定員7名以上（身体障害者輸送車を除く）
・大型車　　：排気量2リットルを超え、乗車定員6名以下
　　身体障害者輸送車は7名以上
・普通車　　：排気量2リットル以下で、乗車定員6名以下



自動認可運賃（沖縄県本島地区・福祉輸送事業限定）

車種		距離制運賃 初乗（1.65km）	距離制運賃 加算	時間距離併用制（時速10km以下の走行）	待料金	時間制運賃（30分ごと）
特定大型	上限	810 円	248 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	1 分 40 秒 100 円	3,750 円
	A	800 円	251 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	1 分 45 秒 100 円	3,700 円
	B	790 円	254 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	1 分 45 秒 100 円	3,660 円
	下限	780 円	258 m 100 円	1 分 45 秒 100 円	1 分 45 秒 100 円	3,610 円
大型	上限	710 円	291 m 100 円	2 分 0 秒 100 円	2 分 0 秒 100 円	3,500 円
	A	700 円	295 m 100 円	2 分 0 秒 100 円	2 分 0 秒 100 円	3,450 円
	下限	690 円	299 m 100 円	2 分 0 秒 100 円	2 分 0 秒 100 円	3,400 円
普通	上限	650 円	350 m 100 円	2 分 20 秒 100 円	2 分 20 秒 100 円	2,550 円
	A	640 円	355 m 100 円	2 分 25 秒 100 円	2 分 25 秒 100 円	2,510 円
	下限	630 円	361 m 100 円	2 分 25 秒 100 円	2 分 25 秒 100 円	2,470 円

自動認可運賃（沖縄県離島地区）

車種		距離制運賃 初乗（1．136km）	距離制運賃 加算	時間距離併用制（時速10km以下の走行）	待料金	時間制運賃（30分ごと）
特定大型	上限	640 円	266 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	1 分 40 秒 100 円	3,850 円
	A	630 円	270 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	1 分 40 秒 100 円	3,790 円
	下限	620 円	275 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	1 分 40 秒 100 円	3,730 円
大型	上限	600 円	303 m 100 円	1 分 50 秒 100 円	1 分 50 秒 100 円	3,400 円
	A	590 円	308 m 100 円	1 分 55 秒 100 円	1 分 55 秒 100 円	3,340 円
	下限	580 円	313 m 100 円	1 分 55 秒 100 円	1 分 55 秒 100 円	3,290 円
普通	上限	500 円	463 m 100 円	2 分 50 秒 100 円	2 分 50 秒 100 円	2,200 円
	A	490 円	472 m 100 円	2 分 50 秒 100 円	2 分 50 秒 100 円	2,160 円
	下限	480 円	482 m 100 円	2 分 55 秒 100 円	2 分 55 秒 100 円	2,110 円

※上表の運賃を設定する場合は、原価計算書等の提出は不要

介護運賃

訪問介護を行う場合、介護運賃を設定することができる。
金額は自由に設定可能。

民間救急運賃

患者等搬送事業者による搬送サービスにより患者の輸送を行う場合に設定することができる。
認可には、原価計算書等の提出が必要。

料金

待料金（旅客都合で車両を待機させた場合に適用）や送迎回送料金の設定が可能。
※乗降介助料など、輸送に直接関係ない料金については、認可も届出も不要。

2. 許可申請から運輸開始まで

①フローチャート

①申請準備

書類作成（P7～参照）
- **許可申請**
- **運賃認可申請**

※運賃認可申請は、許可後も提出可能ですが、許可申請と同時に提出することをおすすめします。

②審査

- **法令試験**（P6参照）
- 補正

標準処理期間は2ヶ月（補正に要した期間は含まれないため注意）

③許可後（P7参照）

★許可書交付★
- 登録免許税納付
- 指導主任者の選任届
- 事業用自動車の登録
 （緑or黒ナンバー）
- 任意保険への加入
- 社会保険への加入（法人の場合）

該当する場合のみ
- 運行管理者の選任届
- 整備管理者の選任届

④運輸開始

- 許可後6ヶ月以内に運輸開始
- **運輸開始届**の提出（運輸開始後、速やかに）





②法令試験

原則毎月第3水曜日に実施（年12回）
試験時間：14：00～14：50（50分間）
（試験日や時間帯は変更になる場合もございます）
※自動車六法は持込み可
（ただし、書込みや付箋がされているものは不可、インデックスは可）

●場所：沖縄総合事務局　聴聞室兼会議室（5階）

●当日持参する書類：①受験者の身分証明書（運転免許証等）
②残高証明書等（試験日以前1週間以内のもの）
③筆記用具

●受験対象者：
・法人－法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有する者であること
・個人－申請者本人

●試験の主な出題範囲：
・道路運送法、同法施行令、同法施行規則
・旅客自動車運送事業運輸規則
・旅客自動車運送事業等報告規則
・自動車事故報告規則
・道路運送車両法、同法施行令、同法施行規則
・一般乗用旅客自動車運送事業の許可に係る公示
（平成14年1月28日付け公示第8号、平成16年3月31日付け公示31号）

●合格基準：出題数（30問）の8割（24点）以上

許可申請書を提出した翌月に受験が可能。
（例：6月中に申請書を提出→7月の第3水曜日に受験）

③許可後の手続き　※許可書交付時にも説明します。

事業を開始するためには、許可後に下記の手続きを終了させる必要があります。

①登録免許税の納付（30，000円）

納期が許可後から1ヶ月となっているためご注意ください。

銀行、税務署等で支払い可能です。

②指導主任者の選任届の提出

乗務員への指導等を担う、指導主任者の選任が必要です。

③事業用自動車の登録（事業用ナンバープレートの交付）

陸運事務所輸送部門（2階）で「許可書」「運賃認可書」の提示　及び、「必要事項を記載した連絡書」を提出して下さい。

交付された「連絡書」を持って、自動車の種別に対応した窓口で車両の登録を行ってください。

（登録車：陸運事務所登録部門（1階）
軽自動車：軽自動車検査協会）

※タクシーメーターは、販売店等での取付けとなります。

④任意保険、社会保険等（必要な場合）への加入

事業用自動車に対応した任意保険（対人8000万・対物200万以上）への加入が必要です。また、社会保険等への加入義務がある場合は手続きが必要となります。

【事業用自動車を5両以上使用する営業所がある場合】

⑤運行管理者選任届の提出

旅客自動車運送事業運行管理者資格者証または一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を持っている者を選任する必要があります。

⑥整備管理者選任届の提出

自動車整備士等の資格を持っている者を選任する必要があります。

3.申請前の確認事項

① HP掲載箇所について

沖縄総合事務局のHPに申請書様式及び審査基準を記載していますの申請前に必ずご確認をお願いいたします。



🔍「沖縄総合事務局_福祉タクシー」で検索 、またはQRコードを読み取り

②事業許可申請を検討されているみなさまへ

許可申請を行う前に、以下の事項について十分に検討してください。



【営業計画について】

・申請から事業開始までの想定期間を把握しているか。
・許可取得後の具体的な営業方針があるか。
・安定的な顧客確保の見込み及び事業継続の意思があるか。

【資金計画について】

・自己資金額が申請日以降許可に至るまで常時確保することが可能か。
・収支計画に無理がないか。

【許可取得後の責任について】

・福祉輸送サービスの対象となる旅客の範囲や関係法令を遵守すること。
・各種届出等をしっかり提出すること。

※「許可申請書」「運賃認可申請書」は、営業所を管轄する下記の事務所へ
3部（正：1部　副：1部　控：1部）ご提出ください。

〇沖縄本島（宮古及び八重山圏域以外の離島を含む）
陸運事務所輸送部門　〒901-2134 沖縄県浦添市港川512-4
TEL：098-877-5140

〇宮古圏域
宮古運輸事務所　〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里1037-1
TEL ：0980-72-4990

〇八重山圏域
八重山運輸事務所 〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里863-15
TEL ：0980-82-4772

＜申請に関するお問い合わせ先＞
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎5階
TEL：098-866-0031 （内線：85368）